

宇城市地域おこし協力隊募集要項（案）

宇城市では、地域おこし協力隊制度を活用し、デジタル人材の発掘・支援、デジタル・ディバイド解消、認知症予防、交流人口の拡大を図るための活動を行う「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員

1名

2 勤務地

宇城市小川支所内「うきのば」

3 活動内容

以下の項目に関する企画立案・広報・運営業務を計画しています。

- (1) eスポーツのイベント
 - (2) スマホ教室
 - (3) プログラミング教室
 - (4) 動画撮影編集教室
 - (5) Web デザイン教室
 - (6) 上記他デジタル技術を活用した学びの場の提供や市のPRに繋がる取組
- また、以下の項目に関する管理業務も活動の付随業務として含まれます。
- ① 使用機器・端末の管理
 - ② ネットワーク、セキュリティ管理
 - ③ 施設の開閉
 - ④ 施設の定期清掃

4 求める人物像

- (1) 初対面の人でもうまく関係性を築ける方
- (2) 地域おこし協力隊としての活動を楽しんでくれる方
- (3) 目標に向かってポジティブな方
- (4) 臨機応変に行動できる方
- (5) 新しい視点でアイデアを創造できる方

5 応募資格

次の要件を全て満たす方が応募できます。

- (1) 過疎・山村・離島・半島地域以外の3大都市圏をはじめとする都市地域等（政令指定都市も含む）に在住している方で、採用決定後に宇城市に

住民票を異動できる方

- (2) 地域住民や地域団体等と積極的にコミュニケーションを図り、円滑に業務を遂行できる方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (4) 普通自動車第一種運転免許を取得している方
- (5) パソコンやスマートフォンなどの基本的なアプリケーションの操作ができ、操作方法などを指導できる方
- (6) ネットワークやパソコン周辺機器等の管理ができる方
- (7) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も、宇城市に住み続けられる意向がある方

6 受付期間

随時募集。なお、募集人数に達した場合、若しくは、募集人数を超えた場合は、受付を終了します。

7 提出書類

応募フォームから必要事項を入力の上、以下の書類を添付してください。

- (1) 履歴書（任意書式）
 - (2) 顔写真（原則、履歴書に貼り付けてください。）
 - (3) 職務経歴書（任意書式）
 - (4) 応募理由（1,000文字以下）
 - (5) 現住所地がわかる書類（運転免許証、住民票など）
- ※持参や郵送を希望される場合には、事前にご相談ください。
※提出された書類は返却しません。

8 応募フォーム

URL <https://logoform.jp/form/432130/1237294>

9 お問い合わせ先

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地
宇城市 市長政策部 市長政策課 行政経営係（担当 伊藤）
shichoseisakuka@city.uki.lg.jp



10 選考方法

(1) 第1次選考

提出いただいた書類をもとに選考し、結果をメールで通知します。

(2) 第2次選考

第1次選考合格者について、面接を行います。

なお、面接日時・場所につきましては、第１次選考結果通知時にお知らせします。

※可否については、第２次選考終了後、メールで通知します。

11 勤務条件等

勤務場所	宇城市小川支所（イオンモール宇城外部棟）うきのば 熊本県宇城市小川町河江８７番地１
雇用形態	宇城市地域おこし協力隊として委嘱。副業も可能。
報酬	月額２６６，０００円上限 ※一月の勤務日数が１６日に満たない場合は、勤務していない日数分を差し引きます。算出方法は、宇城市地域おこし協力隊設置要綱に基づきます。
待遇	市との雇用関係はありませんので、社会保険、雇用保険等はありません。ご自身で加入・負担してください。
勤務日 勤務時間	原則月１６日勤務 平日１０時００分から１８時００分まで 土日祝日１１時００分から１９時００分まで （うち休憩時間１時間）
委嘱期間	採用決定後から令和８年３月３１日まで（最長３年まで延長可能）
住居	個人での契約となりますが、月額５０，０００円を上限に住居費を補助します。
活動費	予算の範囲内で補助します。 車両借り上げ料については、月額２５，０００円を上限に補助します。

12 その他

- （１）活動内容については、状況に応じ変更になる場合があります。
- （２）選考時にかかる費用及び採用決定後の引越しにかかる費用等は自己負担となります。
- （３）メール等により事前相談も承ります。
- （４）勤務条件等の詳細につきましては、「宇城市地域おこし協力隊設置要綱」及び「令和７年度宇城市地域おこし協力隊補助金交付要綱」をご確認ください。
- （５）隊員としてふさわしくない言動及び行動があった場合等、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。